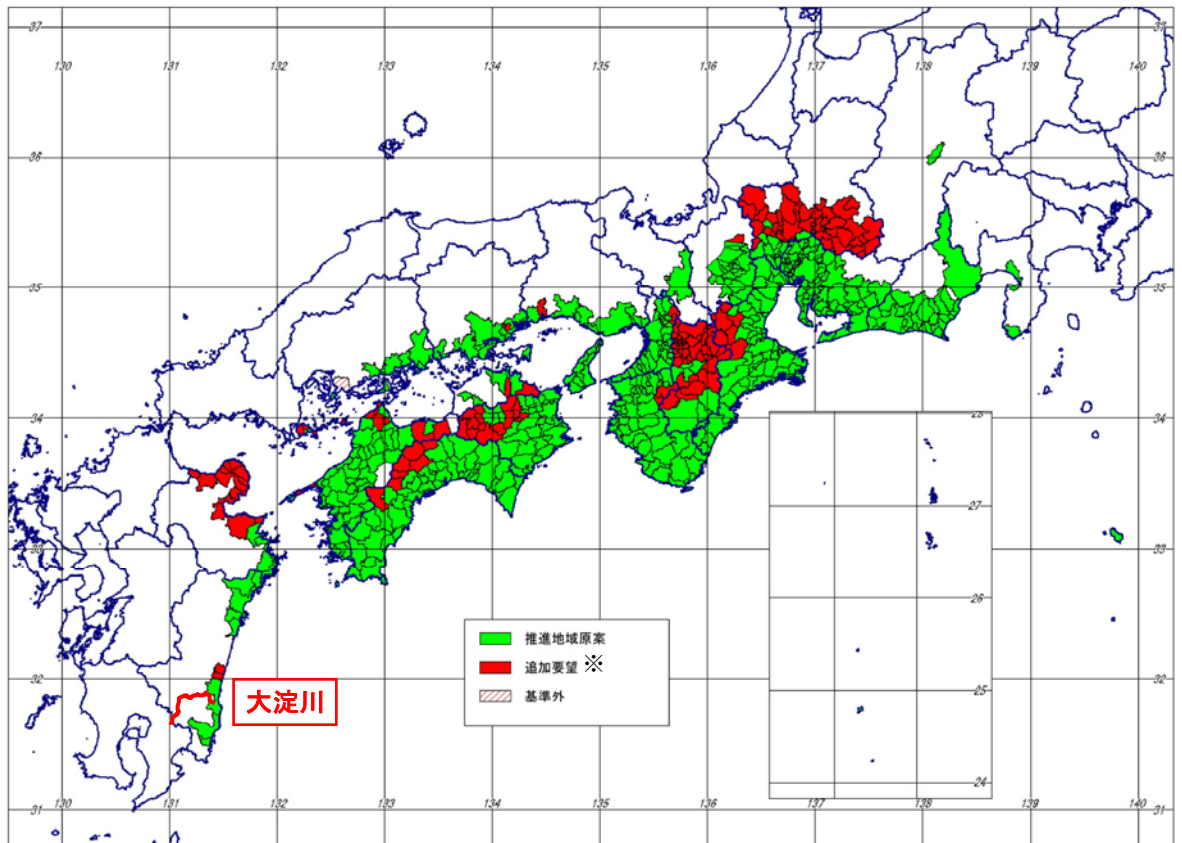


2. 1. 3 高潮、地震・津波対策

高潮対策については、昭和 58 年に高潮堤防が概成しています。一方、平成 15 年 7 月には、大淀川河口を含む地域が、「^{とうなんかい なんかい}東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定されたことから、東南海・南海地震などによる被害を防止・軽減するための対策が必要です。



※追加要望とは、東南海・南海地震時に地震防災対策に取り組もうとする意向のあった推進地域の市町村のことです。

図 2.1.5 東南海・南海地震防災対策推進地域
(平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議資料)